

令和6年度 第6回 甲賀市市民参画・協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 令和7年(2025年)2月28日（金）18：00～19：45

【場 所】 甲賀市まちづくり活動センター 2階 多目的室2

○出席委員 遠藤委員、中川委員、西野委員、橋本委員、辻本委員、
山本委員、吉田委員、平子（幸）委員

○事務局 吉川総合政策部長、藤橋総合政策次長、築島課長、清水課長補佐、清水
主監、西島係長、西川主査

○傍 聴 0人

○会議内容議題

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）前回の振り返りについて

（2）甲賀市まちづくり基本条例の検証について（第5・6章）

○事務局

開会にあたり、中川委員長よりご挨拶をいただきます。

○中川委員長

みなさんこんばんは。自治基本条例および参画協働推進条例を先行的に定めた自治体の多くが、市民、庁内に浸透していないという現実がある。甲賀市も先発グループの一つであるが、内部への浸透や住民への周知という点では不足していると思う。後発的なグループは条例の周知啓発部会や計画検討部会を設けている自治体もある。また、行政が市民向けに公表する広報や資料に「まちづくり基本条例第●条に基づく」などのクレジットを入れることをルールとし、市民に条例の存在を理解してもらう努力が必要である。全ての自治の基本になる条例であり、そのことを意識しない担当課は予算執行を認めないぐらいの強制的なルールが必要ではないか。それでは前回の振り返りを事務局より願います。

○事務局

前回の議事録については、ご確認いただき修正が必要であれば、事務局までご連絡願いたい。

○中川委員長

次にまちづくり基本条例の検証に入る。第22条における事前に提出された意見および質問について、事務局の考えを確認したい。

○事務局

おうみ自治クラウドの取り組みについては、自治体クラウドシステム（共同調達）として8つの自治体と連携して取り組んでいる。同一パッケージで8つの自治体で「割り勘勘

定」で出せるというコスト削減により、約6割（4000万円程度）の削減効果があるとされている。また、国統一の住基システムの移行（標準化）により、コスト削減を進めていきたい。

広域行政組合との取り組みについては、湖南省と消防とごみ処理を2つの自治体で行っているのと、独立行政法人甲賀病院も両市で負担金を拠出し運営している。今後の広域化の展開は未定だが、両市共通のテーマとしては JR 草津線、野洲川、国道1号線などがある。湖南省との連携は必要である。

○遠藤委員

病院の位置づけはどうか。

○事務局

甲賀病院は甲賀広域行政組合ではなく、独立行政法人として負担金を出し合って運営している。

○中川委員

第22条については、解説及び運用における成果の部分への追記をしたい。詳細は事務局に委ねてよろしいか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員

次に第23条における事前に提出された意見および質問について、事務局の考えを確認したい。

○事務局

情報公開請求の件数、公開の状況については、ホームページあるいは広報誌で毎年6月に公表しており、65件程度のうち完全なる公開が12件、部分公開が46件、非公開が1件との内訳である。よほどのことが無い限り公開が基本となっている。

情報公開請求に限らず、しっかりと市の情報を積極的に出していくというスタンスが必要だと感じている。

○吉田委員

非公開の理由は何か。

○事務局

条令や法律に基づいて基本的には情報公開するのが原則だが、個人情報に関わるものについては法律に基づいて部分的に非公開などがある。

○中川委員

公表と告示は意味が違う。公開というのは請求があって明らかにするものであり、それ以外にも莫大な公表情報があるということである。

○遠藤委員

情報公開に係る審査委員会があるのか。どのような時に開催されるのか。

○事務局

附属機関として、弁護士などの有識者の情報公開審査委員会がある。部分公開などによる不服申し立てや異議申し立てがあったときに、その内容を審査するために開催する機関である。

○中川委員

第23条の改正は不要としてよろしいか。

○委員一同

異議なし。

○中川委員

次に第24条における事前に提出された意見および質問について、事務局の考えを確認したい。

○事務局

個人情報の適切な取り扱いについて、個人情報保護法やガイドラインに基づき、利用ルールの明確化や適切な管理体制の構築、適切な保存と廃棄、外部提供の適正化を図っている。

昨今のデマ情報の流布は、法的には偽計業務妨害などにあたる。他自治体の取り組みとしては、例えば鳥取県ではファクトチェックをするチームを県で設置されている。本市でもすぐに同様にとはいかないが、それらを止めることができないのであれば、見抜く方法を伝えていくことが大切ではないか。

個人情報については、どうしても保護が重視される傾向にあるが、むしろ活用が大切だと考えている。有事に使えなくては意味がなく、行き過ぎた保護も課題といえる。

区・自治会長の個人情報の取り扱いについては、利用方法を定めるため、自治会向けのガイドラインを設けている自治体もある。研修会の開催やガイドライン、マニュアルの作成、出前講座などを検討していきたい。

○吉田委員

個人情報の使用目的を明確に書くべきものと考えているが、目的はざっくりと書かれている。そのあたりへの見解はどうか。

○事務局

ガイドラインについて、〇〇の機関「等」という文言がトラブルのもとになることがある。そのため「等」という文言を極力避けて、どの機関と個人情報を共有するのかを明確に示すことが、トラブル回避のために大切と考えている。

○吉田委員

消防団「等」との記載もあるが、どのように考えるか。

○事務局

個別具体的に情報が独り歩きしないよう、限定列挙していくことも必要と考える。

○中川委員

個人情報の取り扱いについては大事な指摘である。具体的に踏み込んで解説に加えてほしい。総務省が出している自治会向けガイドラインがあることも記載すべき。民生委員・児童委員は災害時避難行動要支援者名簿を保管している。自治会・町内会などとの名簿の共有など、パートナー団体における秘密の順守についても訓練が必要である。

○橋本委員

要支援者名簿については、自治会加入率が3割以下の地域や外国人住民の多い地域、近所づきあいの希薄な地域などで情報収集に苦勞されている。情報共有の方法は難しいと思うが、民生委員に対しては一定の情報を与えないと、要支援者名簿や有事の対応に課題が生じる。別件であるが、全国的には自衛隊への名簿提供が問題となっている。甲賀市は自主的に提供してはいないものの、自衛隊が閲覧に来たら見せているとの認識でよろしいか。

○事務局

民生委員への情報提供については、個人情報保護が叫ばれる時代以前は、コミュニティにおける対話になかで、納得感をもって情報共有されてきた。コミュニティの希薄化が進むなか、日常の生活で得られる情報が少なくなっている。今一度コミュニティの大切さを行政と区・自治会および自治振興会が一緒になって声かけを取り組みが必要と考える。

自衛隊への情報提供については、閲覧の申し出に応じている。

○平子委員

民生委員・児童委員、区・自治会長、消防団等となっている。先ほど橋本委員の発言の災害時要援護者同意者名簿の情報を共有しているのは、民生委員、区長、消防署である。消防「団等」と記載している理由はあるのか。

○事務局

今まで自治会長や民生委員だけに個人情報の含まれる要支援者名簿などを提供していたが、そこだけに頼るのに限界を感じている。消防団なり防災士なりも含めて個人情報保護

の趣旨も理解いただいたうえで利活用を考えていく必要もあるのではないか。実際に要支援者名簿を管理している消防署という意味ではなく、消防団をはじめ、ほかの地域の方々と共有していくことを指している。

○中川委員

消防「署」というと住民自治ではなく団体自治になってしまう。ここは住民自治の枠があるので消防「団」である。「等」というのは総力戦でやらなければならないという意味合いであり、反対に言うと大災害時には、市役所、消防署など団体自治が機能しない事態となるなか、限られた公的機関だけが情報を持っていたとしても機能しないのではないかと想定されている。

○橋本委員

阪神大震災において、倒壊家屋からの救助はかなり高い確率でご近所と地域の方が救助していた。やはり、ご近所福祉が大事であり、地域として取り組まなければならない。要支援者名簿も機能するものにしなければならない。今後の運用や実施計画のなかで反映していただきたい。

○中川委員

それでは第24条については条文の改正の必要は無いとする。運用における（2）課題については本日の論点を加えることとしてよい。

○委員一同

異議なし。

○中川委員

次に第25条における事前に提出された意見および質問について、事務局の考えを確認したい。

○事務局

最少の経費で最大の効果をあげるとは地方自治法に定められた考え方であり、行政評価として施策評価、事務事業評価に取り組んでいる。その成果の評価者は市民、議会であり、行政改革推進委員会であると考えている。

他市町にはない新たな職員研修制度として、全ての主査・係長級職員を対象として、チームごとに先進自治体や民間企業を視察する制度を設け、職員同士のチームワークづくりも進めている。

働き方改革の効果については、超過勤務手当ベースでいえば年間2億2千万円の超過勤務手当が1千万円程度は減少している。DX化や職員の新たな人材確保も進めているが、時間外勤務の削減だけが働き方改革ではないとも考えている。パソコンと向き合う時間ではなく、市民と向き合う時間を増やすことが働き方改革の肝と考えている。

辻本委員のご指摘としては、人事評価制度を設けたことが成果ではないということだと

思う。制度導入により、どのように職員が変化したのか現時点では未だ見えていないが、本制度の導入により、市民との協働の取り組みが進むことも目標としており、しっかりとチェックしていきたい。

行政手続きのオンライン化については、コンビニ交付や児童手当、介護保険等など、目標とすべき50の手続きがあり、うち17（3割）がオンライン化できている。令和10年までに6割程度としたい。また、幼稚園、保育園の業務管理システムのオンライン化が進んでおり、今後は出生届や死亡届のオンライン化も進めていきたい。

制度、規制緩和、手続きの簡素化に向けた市民ニーズの把握については、市民意識調査や地域の皆様との意見交換会、パブリックコメント、市長への手紙などがあるが、十分ではないと思う。行政改革大綱に位置づけた市民サービスの向上に取り組むたい。

○吉田委員

前例踏襲主義の脱却は容易ではない。市役所では担当職員も年度ごとに変わる。基本的に前年度の書類を見ながらルーティンワークとなってしまう。専門性を高めたうえで、改善に取り組んでほしい。

○事務局

例えば、補助金などの制度は長期間なりがちであり、現在のニーズと合わなくなってくることも多い。「規定制定後、3年で見直すこと（サンセット方式）」を予め定めておくことも、前例踏襲からの脱却のための一つの方法である。

○吉田委員

予算や人数には限りがあり、すべてができるとは限らないが、改革を前向きに考えておられるということで理解する。

○中川委員

第26条については事前提出の意見は無かったが、本条文の意味について解説しておく。

地方自治法が改正される以前は、本条第2条第4項において「地方公共団体は基本構想を議会の議決を経て定めなければならない」との義務的条文であった。義務ではなく、自治体の判断に委ねたのは、自治の成熟に期待したものであり、策定しないことをよしとしたものではない。義務付けがなくなったことにより、総合計画を策定しなくなった自治体もあることは嘆かわしい。

○平子委員

総合計画の策定、運用期間を条文に示す必要はないのか。

○中川委員

（1）成果において「第2次甲賀市総合計画を策定しました」の後ろに「令和〇年から〇年まで」と入れるくらいでよい。第2次甲賀市総合計画の期間はどうか。

○事務局

第2次甲賀市総合計画は平成29年から令和10年までの12年間となっている。

基本計画は4年ごとに定めており、第3期基本計画は令和7年から10年までの4年間である。以前は5年の前期・後期基本計画であったが、市長の任期と合わす形に改めており、「4年・4年・4年」の12年計画となっている。次回の見直しは令和10年となる。

○中川委員

全国の自治体で総合計画の無い自治体は1%弱ある。総合計画は法律の裏付けを失っているので、まちづくり基本条例で裏付けをとらなければならない。

次に第27条における事前に提出された意見および質問について、事務局の考えを確認したい。

○事務局

自治体における収入予測については、現在の財政状況を踏まえたうえで、景気動向や今後の地方財政制度等に基づき市で算出している。令和7年度新年度予算は462億円であり過去最大期の規模となっているが、合併後、しばらく落ち着いた時期で360億円程度であった。現在策定を進めている中長期財政計画では、令和7年から11年にかけて毎年20億円程度の不足が生じるであろうとの予測であり、基金の取り崩しが必要な状況にある。事務事業の見直しや公共施設の整理、統合、人件費の圧縮等が必要な局面にある。

○山本委員

次年度の予算額が過去最大との報道を見た。過去最大が続いていくと人口も減っているのに収入がどうなるのか非常に気になる。中長期的に予測できているということなので、予測のなかでどのように予算編成をしていくのか。議会のチェック機能や行政の自律的な運営が必要と考える。

○事務局

「入りを量りて出づるを制す」との言葉がある。地方財政においては収入に合わせて支出を考えるのが原則であり、地方自治体が自由に税を課することはできない（法律の枠内のみ）。限られた枠の中で創意工夫、取捨選択するのが基本である。

○中川委員

国からの法定受託事務でも、実際にかかった経費がもらえるわけではない。赤字になることがほとんどであり、相対的に割安になっている。国の仕事を地方自治体がやればやるほど赤字になる。それ以外に自治事務として、自らの自己財源でやらなければならない業務がたくさんある。例えば、住民基本台帳の管理などは国が交付税によるもの。図書館の経営や博物館の経営や文化ホールの経営などはほとんど自己財源である。このような知識も生涯学習のなかで住民にしていく必要があるのではないかと。

経営感覚を持った市民層を育てていかなければならない。財政計画や中長期財政計画な

どで分かりやすく発信する努力が必要ではないか。

○中川委員

次に第28条における事前に提出された意見および質問について、事務局の考えを確認したい。

○事務局

市の保有する財産の活用、廃止、処分に対する市民の提案については、旧鮎河、山内小学校および保育園がある。これらは地域住民や検討委員会の意見等を踏まえたうえで、民間事業者による活用や地域住民によるコミュニティセンター、コミュニティカフェへの改修などを実施している。旧岩上保育園跡地については、地域住民の意見を踏まえて、医療機関への売却という形で財産処分を行った。

地域拠点とは地域市民センター（旧町役場などの中核市民センター）等を指しており、保健センターや子育て支援センター、社会福祉協議会も含めて、分散していた機能の集約により、防災と福祉の拠点機能の充実を進めている。

本市の公共施設の4割は学校教育関連施設であり、老朽化した施設については一定整理が必要である。特に極めて小規模な学校への対応が求められている。

甲賀地域保健センターのエアコンの不調について、ご不便をおかけしているのをお詫び申し上げる。保健センターは平成8年、生涯学習館は平成16年に整備されており、今後の方向性について庁内で議論を始めたところであり、代替策も含めて、早急に対応策を定めたい。公共施設統合管理計画の意義や存在がしっかりと市民の皆様に伝わっていないことは大きな課題である。

○橋本委員

永源寺の旧政所中学校は道の駅となっており、地域振興の拠点として機能している。民間企業への貸付施設は地域雇用につながる大切ではないか。まち協や自治振興会など、地域と協力しての運営を考えていく必要がある。公共施設の整理、統合については、地域の意向を十分に考えて取り組んでほしい。

○吉田委員

統廃合の検討過程で跡地活用の議論がなく、建物が放置されて跡地活用が進んでいないケースがある。なぜ有効活用されないのか疑問を感じている。地域からの要望、提案はたくさんあると思うが、有効活用されていない。例えば、綾野地区の旧保健所跡地、旧子育て支援センター跡地、県事務所跡地、水口西保育園跡地などが残ったままである。

○事務局

ご意見をいただいた土地については、一定まとまった土地であり、東海道まちなか再生事業として、今後しっかりと議論のテーブルを設けていきたいと考えている。利活用がうまく進んでいないとのご意見は真摯に受け止めていきたい。

○中川委員

条文改正の必要性に対する指摘はないが、いただいた意見は（２）課題において、「管理運営の効率化や管理計画に基づいて除却した跡地の利用等により、新たな財源確保に取り組むこと」を追記してはどうか。利活用により地代などの財源を生み出すイメージを想起できる書きぶりとしてほしい。

「施設の統廃合複合化を進めるための市民との合意形成に注力する必要があります」について、「施設の統廃合複合化を進めるための」の前に「公共施設の」を追記願いたい。行政専用の公用施設だけでなく、市民の利用する公共施設も含めて、合意形成に注力することを明確にしたほうがよい。保健センターは公用施設であるが、保健センターのなかに診察機能があったり機能訓練機能が入ったりすると、その部分は公共施設となる。文化ホールは公共施設、消防署は公用施設、市長公用車は公用財産。公用財産は行政主導で決めてもいいが、公共用財産も問答無用で削減と見えるので書きぶりを整理すべき。公共施設については利用する当事者や債務負担を背負う若い世代の意見も聞かないといけない。

○橋本委員

課題にある資産過剰保有状態というのはよくわかるが、前段の「住民の一人当たり資産更新に必要な額が他市町と比して多く」については、具体的に数字で示してはどうか。例えば、東近江や長浜と比べてどうなのか。面積や距離などのファクターがないと説得力がない。

○辻本委員

国も含めて「小さな政府」「小さな行政」を目標とされている。保育所の民営化や病院も縮小傾向にある。福祉施設も民間委託等により３分の１となっている。公民館もコミュニティセンターとなり、指定管理や人員削除も進んでおり、さまざまな委託により行政が責任を放棄しているように思える。また、合意形成とあるが、それ以前に先にビジョンを見せてほしいとも思う。考える元気がある地域はよいが、諦めていたり元気のない地域もある。そのような地域は乗っかれるようなビジョンを出してもらったうえで合意形成に取り組むことを追記してほしい。

○中川委員

将来構想がはっきり見えないなか、縮小といわれると希望が無いように思える。この委員会でメインとして議論する時間もなく、役割も異なるが当然の意見ではないか。落ち着く先を示さないで縮小といわれると愉快ではないという意見が出ていることを庁内で共有してほしい。

中核市や大きな市になると公共施設総合管理計画をつくる担当の部局が独立しており、机上の空論のみで構想やビジョンが無い場合がある。そのようなことが無いよう注意してほしい。次に第２９条に移りたい。質問、意見に対する事務局の説明を求める。

○事務局

行政評価をするのは行政改革推進委員会および行政であり、その結果を議会、市民に示していくということとなる。行政評価を主体的に進めるのは行政（市）といえる。大切な

のは、市民の皆様に行行政改革の評価の結果を示していくことにある。人口減少と少子高齢化が避けられないなか、「あれもこれも」というよりも「あれかこれか」という選択肢を示していく必要があり、一定の痛みが伴うことも丁寧に説明しなければならない。

○中川委員

行政評価には内部評価と外部評価の2つがあり、ここでは内部評価の仕組みを整理することが示されている。内部評価はコスト評価とパフォーマンス評価となるが、外部評価は事業を実施した結果、社会がどのように変化したかという成果を評価するものといえる。

評価は客観的評価もあれば、審議会で評価することもあり、すべてを数値等で客観的に評価できるものではない。効果が出るのに半年～1年以上かかることもある。

次の第30条と第31条について意見がなかった。事務局として意見あるか。

○事務局

第31条については、これまで「適切な時期に検証」となっていた。しかし、検証時期が曖昧であった結果、条例が制定された平成28年4月1日から今まで検証がなされてこなかった。一定、検証時期を示した方がよいと思うがどうか。

○中川委員

解説において、適切な時期とは概ね5年を経過するごとなど示してはどうか。社会情勢が大きく変化したときには2年目、3年目にしてもよい。

○事務局

総合計画と合わせると4年が適切とも考えている。

○中川委員

その方向性でまとめてほしい。

次回の委員会では中間支援組織に係る提言について意見交換をしたい。参考資料を用意されているが、事務局から説明を求めたい。

○事務局

これまでに提示させていただいた資料を改めて用意した。次回までに熟読いただき、ご意見を頂きたい。特に「中間支援に求める機能」を議論をしたい。

○中川委員

この委員会は自治基本条例のお守り役として存在している。住民に理解していただくために周知啓発をどのようにすればよいのか。これまで行政に任せ過ぎていたのではないかと思う。住民側も自助努力が必要ではなかったか。愛知県の高浜市では自治基本条例を定めた委員を中心にボランティア組織が生まれ、小学校を巡回して紙芝居で啓発周知を行った。そこで育った小学生が大学生になり、総合計画審議会に一般公募市民で名乗りを上げて、非常にシャープな意見を述べている。委員会を母体とした啓発部会を検討してはどう

か。

また、新しい制度の創設も検討しなければならない。パブリックコメントなども要綱で定めていると思うが、規則もしくは条例にすることや、内部公益通報制度も検討すべき時代にある。文部科学省の指導で大学などでは外部に機関を設けることになっており、制度整備委員会のような組織も必要といえる。

また、行政の仕事をする上での出版物や印刷物に関して自治基本条例第○条に基づくとの記載ができるよう、庁内検討を進めてほしい。

○遠藤委員

現在の市民協働提案制度に対する行政テーマ型、市民提案型とも提案が少ないのは大きな課題である。市職員に協働の理念が浸透していない。市民においても、個人情報保護などは自分たちに関わるものであり、条例に係る啓発は必要である。

○中川委員

奈良県内の自治体では年間2回全職員対象に「自治基本条例とは何か」「参画と協働のまちづくり」について定例的に研修を実施している。職員研修は必要であり、ぜひ検討してほしい。

○事務局

次回は3月10日（月）18時からを予定している。

次回はまる一むの中間支援機能について検討したい。遠藤副委員長には進め方について事前にお話しをさせていただき、お力をお貸しいただきたい。

まちづくり基本条例の見直しについては、これまで1年間いただいたご意見を集約し、提言書をまとめたい。

○中川委員

最後に副委員長よりご挨拶をお願いします。

○遠藤委員

この委員会も残すところあと1回である。中川委員から色々と宿題を出されたように、次々としなければならないこともあると感じている。事務局でしっかりとまとめていただき、今後につなげてほしい。次回もよろしくお願いしたい。

閉会